

第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、第21回全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）の開催に必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- （2）大会開催に向けた普及啓発に関すること。
- （3）大会における実施競技及び会場地市町に関すること。
- （4）関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、大会開催に必要な準備に関すること。

（構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもって組織する。

- （1）県及び市町を代表する者又は職員
- （2）障がい者団体、障がい者福祉関係団体を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者または役職員
- （4）学識経験者
- （5）前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備に関係のある者

（役員）

第5条 委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長1人
- （2）副委員長2人

（役員を選出）

第6条 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを選出する。

（役員の職務）

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期等)

- 第8条 委員の任期は、委嘱されたときから委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 委員長は、委員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
 - 3 委員長は、前2項の規定により委員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(会議)

- 第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 会議は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 3 会議の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。
 - 7 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員長の専決処分)

- 第10条 委員長は、会議を招集するいとまがないとき、又は委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(庶務)

- 第11条 委員会の庶務は、三重県健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(解散)

- 第13条 委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年 月 日から施行する。